

県立広島病院電気需給契約書（案）

県立広島病院（以下、「甲」という。）と、.....（以下、「乙」という。）とは、県立広島病院で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき甲の県立広島病院で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、別表のとおりとする。

2 乙の発電費用などの変動により契約金額の改正を必要とするときは、甲乙協議の上これを決定できるものとする。

3 この契約は、広島県議会における当該契約に係る令和7年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。また、令和8年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、甲はこの契約を解除することができるものとする。

（電力供給期間）

第3条 電力供給期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約電力の増減）

第6条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

2 甲が、前項の規定によらないで契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量）

第7条 毎月の電力量の計量日は、甲乙協議のうえ各月ごとに定めるものとし、乙は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を算定する。

（電気料金の算定）

第8条 電気料金は、基本料金と従量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

割引料金＝（例）契約電力×別表の基本料金単価×割引率 ×（185%－力率）

2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、乙は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

基本料金＝（例）契約電力×別表の基本料金単価×（185%－力率）

3 従量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の従量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号）に定める燃料費調整制度に準じて従量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ甲乙協議の上定めるものとする。

4 太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置

法に基づく賦課金は、広島県を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(電気料金の支払及び遅延利息)

第9条 乙は、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した後、乙が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、乙が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、乙は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(催告解除)

第10条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約の解除をすることができない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、当該日から契約期間満了までに係る使用予定電力量に対し、第8条及び第9条の規定に基づき算定した額の10パーセントに相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を、違約金として甲に支払わねばならない。ただし、解除の原因がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。
- 4 甲は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、乙に対して損害賠償金を請求することができる。

(無催告解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

- (1) 債務の全部が履行不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の一部を解除することができる。
 - (1) 債務の一部が履行不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による契

約の解除をすることができない。

4 前条第3項及び第4項の規定は、第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(甲の解除権)

第12条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 第9条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第12条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第10条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(契約解除後の処理)

第13条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 甲は、前条第1項の規程により契約を解除した場合において、甲が契約を解除した日が属する月の電力の供給を既に受けているときは、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額の合計額

(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を乙に支払うものとする。

一 基本料金 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を当該月の暦日数で除して得た額に直前の計量日から契約を解除した日の前日までの日数を乗じて得た額

二 従量料金 直前の計量日から契約を解除した日までに使用した当該月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額

3 前項の支払は、第9条に定める方法に準じて行うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第14条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(守秘義務)

第15条 甲及び乙は、この契約の締結により知り得た相手方の秘密情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。この契約期間の満了後も、同様とする。

(その他)

第16条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、甲乙協議の上決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 広島市南区宇品神田一丁目5番54号
地方独立行政法人広島県立病院機構
県立広島病院長 板本敏行

乙 (所在地)
(名称)
(代表者)

別表

区分	基本料金 単価 (円/kw)	従量料金単価 (円/kwh)			
		ピーク 時間	夏季 昼間	他季 昼間	夜間・ 休日等
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

(各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含む。)

【時間帯区分の定義】

1 ピーク時間

夏季（7～9月の3か月間）の午後1時から午後4時までの時間をいう。

ただし、「休日等」に該当する時間を除く。

2 夏季昼間

7～9月の3か月間の午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、「ピーク時間」及び「休日等」に定める時間を除く。

3 他季昼間

夏季を除く期間の午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、「休日等」に定める時間を除く。

4 夜間

「ピーク時間」及び「他季昼間」以外の時間をいう。

5 休日等

日曜日

「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日

1月2～3日，12月29～31日